

天神山G団地建築協定書 **抜粋**

(建築物に関する基準)

第6条 協定区域内の建築物に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物は、団地造成後の分譲区画敷地（以下「専有敷地」という。）に直接する長屋とし用途は専用住宅とする。
- (2) 協定認可後、専有敷地、集会所、駐車場、緑地、広場、ゴミ置場の用途を変更してはならない。
- (3) 建築物の階数は2以下とし、その高さは協定認可時の地盤より10m以下、軒の高さは7m以下とする。
- (4) 建築面積の専有敷地面積に対する割合は、10分の9を限度とする。
- (5) 1階の主要な居室の開口部において冬至4時間以上の日照を確保しなければならない。
- (6) 建築物の外壁または、これに代わる柱の面は、外周道路境界線より1メートル以上後退させなければならない。
- (7) 建築物及び建築物の部分は、専有敷地境界よりはみ出してはならない。
- (8) 敷地境界に面する垣、柵等の構造は、生垣又はパイプフェンス等とし、見通し及び緑化の妨げとなるコンクリート塀等にしてはならない。
- (9) 専有敷地の区画は、分譲時の区画を変更してはならない。
- (10) 協定認可後、専有敷地の地盤面の高さは変更してはならない。

- (11) 建築物の地盤は、分譲時に築造されている擁壁その他これに類するものの天端、外端から垂直に立上がる線より外周境界の方向へはみ出して設けてはならない。
- (12) 建築物及び付属建築物等の色彩、形態及び意匠は、既存建築物並びに周辺建築物と調和するもので、かつ団地の景観を損なわないようにしなければならない。
- (13) 専有敷地の空地及び団地内の通路に面する部分は樹木等により極力緑化に努めなければならない。